○練馬区立中里郷土の森緑地条例

平成28年 6 月20日 条例第43号

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号)に基づく都市公園として設置された練馬区立中里郷土の森緑地(以下「中里郷土の森」という。)の管理および利用について必要な事項を定めることにより、みどりや生き物と触れ合う体験を通じて、みどりの豊かさを実感できる場を提供し、もってみどりの保全および創出に関する意識の向上を図ることを目的とする。

(事業)

- 第2条 中里郷土の森は、前条の目的を達成するため、つぎに掲げる事業を行う。
 - (1) 自然観察その他の自然体験の講座の開催に関すること。
 - (2) みどりや生き物の育成、調査および展示に関すること。
 - (3) みどりや生き物に係る資料の収集、保管および展示に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

(施設)

- 第3条 中里郷土の森に、つぎに掲げる施設を設ける。
 - (1) 森の学習棟
 - (2) 樹林地
 - (3) 池および小川
 - (4) 園路および広場
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設

(休園日)

- 第4条 中里郷土の森の休園日は、つぎのとおりとする。ただし、区長は、特に 必要があると認めたときは、これを変更し、または臨時に休園日を定めること ができる。
 - (1) 火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日(1月1日を除く。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同条に定める休日でない日とする。

- (2) 1月1日から同月3日までおよび12月29日から同月31日まで (開園時間)
- 第5条 中里郷土の森の開園時間は、午前9時から午後5時までの間で練馬区規 則(以下「規則」という。)で定める時間とする。ただし、区長は、特に必要 があると認めたときは、これを変更することができる。

(練馬区立都市公園条例の適用)

第6条 中里郷土の森の管理および利用についてこの条例に定めのない事項は、 練馬区立都市公園条例(昭和33年12月練馬区条例第14号)を適用する。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成29年3月25日から施行する。